

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 6 月 23 日 (火曜日)

定期 第 116 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六三円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通 一
神奈川県 政策局 政策部 政策法務課
電話 横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷
横浜市 鶴見区 矢向 三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話 横浜 (〇四五) 五七一三三〇八

目次	ページ		
○規則		漁港漁場整備法第39条の2第6項の規定に基づく告示	380
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境農政・大気水質課)	379	○公告	
租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則 (県土整備・都市整備課)	379	土地改良区役員就退任届出 (県央地域県政総合センター)	380
○告示		調理師試験の中止 (健康医療・生活衛生課)	380
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	379	大規模小売店舗の配置や運営方法等の変更の届出の概要 (産業労働・商業流通課)	381
神奈川県流域下水道事業企業出納員公印の新調 (県土整備・下水道課)	379	地籍調査の成果の認証 (3件) (県土整備・技術管理課)	381
使用料の徴収事務の委託 (警察・運転免許課)	380	開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	381
○東部漁港事務所長告示		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	382
		○入札公告	
		落札者等の公告 (健康医療・総務室)	382

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL: <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

<p style="text-align: center;">規 則</p> <hr/> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 6 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川規則第56号</p> <p style="text-align: center;">神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成 9 年神奈川規則第113号) の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の 1 項を加える。</p> <p>(化学物質管理目標等の報告期限の特例)</p> <p>25 令和 2 年度における第40条第 3 項及び第40条の 2 第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「毎年 6 月 30 日まで」とあるのは、「令和 2 年 7 月 31 日まで」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 6 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川規則第57号</p> <p style="text-align: center;">租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則 (昭和60年神奈川規則第13号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第 1 条中「第38条の 4 第23項」を「第38条の 4 第24項」に改める。</p> <p>第 2 条第 1 項中「第38条の 4 第23項」を「第38条の 4 第24項」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第31条の 2 第 2 項第11号」を「第31条の 2 第 2 項第12号」に、「第62条の 3 第 4 項第11号」を「第62条の 3 第 4 項第12号」に改める。</p> <p>第 1 号様式中「第38条の 4 第23項」を「第38条の 4 第24項」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">告 示</p> <hr/> <p>神奈川県告示第260号</p> <p>救急病院等の認定 (平成元年神奈川県告示第580号) の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 6 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>表湘南東部総合病院の項を削り、同表に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>湘南東部総合病院</td> <td>茅ヶ崎市西久保500</td> <td>令和 2 年 5 月 22 日から 令和 5 年 5 月 21 日まで</td> </tr> </table> <hr/> <p>神奈川県告示第261号</p> <p>次に掲げる公印を新調し、令和 2 年 4 月 1 日からその使用を開</p>	湘南東部総合病院	茅ヶ崎市西久保500	令和 2 年 5 月 22 日から 令和 5 年 5 月 21 日まで
湘南東部総合病院	茅ヶ崎市西久保500	令和 2 年 5 月 22 日から 令和 5 年 5 月 21 日まで		

この公報は再生紙を使用しています

始した。

令和 2 年 6 月 23 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

(公印名)

(印 影)

神奈川県流域下水道事業出納員印



(公印名)

(印 影)

神奈川県流域下水道事業分任出納員印



神奈川県告示第262号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の徴収の事務を委託した。

令和 2 年 6 月 23 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

1 委託を受けた者

横浜市神奈川区鶴屋町 2 -23 の 2

神奈川 D L C パートナース株式会社

2 委託に係る使用料の種類

神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）第2条第1項に規定する駐車場使用料

3 委託の期間

令和 2 年 5 月 8 日から令和20年 3 月 31 日まで

東部漁港事務所長告示

神奈川県東部漁港事務所長告示第 1 号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第5項の規定に基づき、1に掲げる船舶を保管したので、所有者等に対し当該船舶を返還するため、同条第6項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 2 年 6 月 23 日

神奈川県東部漁港事務所長 廣 瀬 茂

1 保管した船舶

名称又は種類	形状等	数量	放置されていた場所
ボート	F R P 製、船体白色、エンジンなし	1 隻	諸磯 2 号船揚場（三浦市三崎町諸磯1, 871番地先）
ボート	F R P 製、船体白色、エンジンなし	1 隻	諸磯 2 号船揚場（三浦市三崎町諸磯1, 871番地先）
ボート	F R P 製、船体水色、エンジンなし	1 隻	諸磯 2 号船揚場（三浦市三崎町諸磯1, 871番地先）
ボート	F R P 製、船体水色、エンジンなし	1 隻	諸磯 2 号船揚場（三浦市三崎町諸磯1, 871番地先）

ボート	F R P 製、船体白色、エンジンなし	1 隻	西浜船揚場（三浦市三崎5丁目105番地4）
-----	---------------------	-----	-----------------------

2 保管した船舶を除却した日時

令和 2 年 3 月 5 日 午前 8 時 30 分

3 保管した船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時

令和 2 年 3 月 5 日 午後 0 時 15 分

(2) 保管の場所

三浦市三崎町城ヶ島養老子 城ヶ島放置艇置き場

4 保管した船舶の返還

(1) 受付場所

三浦市晴海町 1 番 7 号 神奈川県東部漁港事務所漁港課（電話（046）882-1232）

(2) 受付期間

令和 2 年 6 月 23 日から同年 9 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 受付時間

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(4) 必要書類

当該船舶の所有者等であることを示す書類等

公 告

相模川磯部堰土地改良区連合から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 2 年 6 月 23 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	海老名市杉久保南 1 丁目 24 番 21 号	柳 田 喜 孝
同	伊勢原市高森 2 丁目 2 番 50 号	細 野 收 司
同	海老名市大谷南 2 丁目 9 番 29 号	児 島 晴 夫
同	平塚市大神 1, 710 番地	小 川 雅 彦
同	座間市四ツ谷 1, 252 番地	若 菜 成 之
同	厚木市長谷 940 番地	海 塩 賢 二 郎
監 事	同 戸田 462 番地	小 塩 仁
同	高座郡寒川町小谷 4 丁目 1 番 54 号	深 瀬 仁 志

就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	海老名市杉久保南 1 丁目 24 番 21 号	柳 田 喜 孝
同	伊勢原市高森 2 丁目 2 番 50 号	細 野 收 司
同	海老名市大谷南 2 丁目 9 番 29 号	児 島 晴 夫
同	平塚市大神 1, 710 番地	小 川 雅 彦
同	座間市四ツ谷 1, 252 番地	若 菜 成 之
同	厚木市長谷 940 番地	海 塩 賢 二 郎
監 事	同 戸田 462 番地	小 塩 仁
同	高座郡寒川町小谷 4 丁目 1 番 54 号	深 瀬 仁 志

令和 2 年 3 月 24 日（神奈川県公報定期第 91 号 203 ページ）掲載の調理師法第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく調理師試験は、中止し

ます。

令和 2 年 6 月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

この試験についての問合せは、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課（電話（045）210-4936）にしてください。

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 2 年 6 月23日から同年10月23日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 2 年 6 月23日から同年10月23日までに知事に意見書を提出できます。

令和 2 年 6 月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町 1 の 1

代表取締役 山田 昇

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランドNew大和深見店

大和市深見488の 1 ほか

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおりに

変 更 前	変 更 後
A-1 駐車場 125台	A-1 駐車場 119台
A-2 駐車場 104台	
計 229台	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
A-1 駐車場	午前 9 時30分から午後10時30分まで	午前 9 時30分から午後10時30分まで
A-2 駐車場	午前 9 時30分から午後10時30分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前	変 更 後
入り口 3か所	入り口 2か所 出口 2か所
出口 3か所	

位置については、届出書に添付された図面のとおりに

4 変更する年月日

令和 2 年12月25日

5 届出年月日

令和 2 年 4 月24日

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 2 年 6 月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行った者の名称

横浜市

2 調査を行った時期

平成28年 5 月25日から令和元年11月14日まで

3 成果の名称

横浜市金沢区釜利谷東七丁目、釜利谷南一丁目、釜利谷南二丁目及び釜利谷南三丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

横浜市金沢区釜利谷東七丁目、釜利谷南一丁目、釜利谷南二丁目及び釜利谷南三丁目の各一部

5 認証年月日

令和 2 年 6 月15日

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 2 年 6 月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行った者の名称

開成町

2 調査を行った時期

平成26年 4 月11日から平成28年 3 月31日まで

3 成果の名称

足柄上郡開成町吉田島の一部の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

足柄上郡開成町吉田島の一部

5 認証年月日

令和 2 年 6 月15日

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 2 年 6 月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行った者の名称

開成町

2 調査を行った時期

平成28年 4 月15日から平成30年 3 月31日まで

3 成果の名称

足柄上郡開成町吉田島の一部の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

足柄上郡開成町吉田島の一部

5 認証年月日

令和 2 年 6 月15日

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事

の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 6 月23日

神奈川県平塚土木事務所長 相 原 久 彦

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市高森字谷入1,082の3ほか12筆
開発区域の面積	1,735.91平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市東伏見3-6の19
開発許可を受けた者の氏名	タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
開発許可年月日及び許可番号	令和元年11月15日 神奈川県指令平土第610057号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 6 月23日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町角田字蔵屋敷1,342の1ほか1筆の各一部
開発区域の面積	999.96平方メートル
開発許可を受けた者の住所	愛甲郡愛川町角田1,345の1 相模原市南区相模大野6-1の18の801
開発許可を受けた者の氏名	関根 富佐夫 岸原 淳 岸原 絵梨子
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 3 月18日 神奈川県指令厚土第610015号

入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 2 年 6 月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)N95医療用防護マスク 500,000枚 (2)神奈川県健康医療局総務室 横浜市中区日本大通1 (3)令和 2 年 4 月16日 (4)越洋通商株式会社 東京都葛飾区新小岩4-7の6 (5)131,500,000円 (6)随意契約 (8)地方自治法施行令第167条の2第1項第5号